

京都市生活環境美化センター消防設備点検業務委託仕様書

1 実施施設

京都市生活環境美化センター（事務所棟、車両整備棟、車庫）
（京都市南区西九条森本町 62-1）

2 業務内容

消防法第 17 条第 3 項第 3 号に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検業務を行い、また、実施施設を管轄する消防署長へ報告を行う。

3 点検対象施設の種類と数量

別表のとおり

4 その他

- （１） 法令等を遵守し、施行すること。
- （２） 点検実施日・点検実施時間は、事前に日程調整すること。
- （３） 点検結果報告書は、点検終了後、速やかに法令等で定められた様式により作成し、提出すること。
- （４） 点検の実施に当たり、建物および付属物を滅失又は破損することのないよう細心の注意をもって行うこと。万一、事故が生じた場合は、受託人の責任において賠償すること。

別 表

点検基準

区 分	種 別	点 検 内 容
自動火災報知設備	受信器	作動・外観・機能点検
	感知器	
	音響装置	
	発信機	
	電源装置	
消火器具	消火器	
誘導灯	避難口誘導灯	
防排煙制御設備	防火シャッター	
	感知器	
	電源装置	

消防設備

設備の種類		数量
機器名	摘要	
受信器	P型1級	1
感知器	差動式スポット型感知器	69
	定温式スポット型感知器	17
	光電式煙感知器	38
音響装置		4
発信機		4
避難口誘導灯		4
電源装置		2
防火シャッター		1
消火器	10型ABC粉末	18